傷害特約D(5年ごと配当付こども学資保険用)条項 目次

この特約の概要

第1条 災害保険金および障害給付金の支払 第2条 災害保険金の支払に関する補則

第3条 障害給付金の支払に関する補則

第4条 災害保険金および障害給付金の請求、支払時期 および支払場所

第5条 特約の保険料払込の免除

第6条 特約の締結

第7条 特約の責任開始期

第8条 特約の保険期間および保険料払込期間

第9条 特約の保険料の払込

第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱

第11条 特約の失効

第12条 特約保険料の自動貸付

第13条 特約の復活第14条 告知義務

第15条 告知義務違反による解除

第16条 特約を解除できない場合

第17条 重大事由による解除

第18条 特約の解約第19条 特約の返還金

第20条 特約の消滅とみなす場合

第21条 債権者等により特約が解約される場合の取扱

第22条 災害保険金額の減額

第23条 契約年齢または性別に誤りがあった場合の取扱

第24条 特約の契約者配当金

第25条 管轄裁判所第26条 契約内容の登録第27条 主約款の規定の準用

第28条 契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加

した場合の特則

傷害特約D(5年ごと配当付こども学資保険用)条項

(平成26年12月17日改正)

(この特約の概要)

この特約は、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。

	給付の内容
災害保険金	被保険者が不慮の事故または所定の感染症によって死亡したときに支払います。
障害給付金	被保険者が不慮の事故によって身体に所定の障害を受けたときに支払います。

第1条(災害保険金および障害給付金の支払)

この特約において支払う災害保険金および障害給付金はつぎのとおりです。

	災害保険金・障害給付金を支払 う場合(以下「支払事由」とい います。)	支払額	受取人	支払事由に該当しても災害保険金・ 障害給付金を支払わない場合
災害保険金	被保険者が、この特約の保険期間中につぎのいずれかに該当したとき(1)この特約の責任開始期(復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。)以後に発生しよる傷害を直接の原因として、その事故の日以内に死亡したとき(2)この特約の責任開始期以後に発病した所定の原因として死亡したとき	災害保険金額	保険契約者	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者(保険契約者の死亡後は後継保険契約者)または被保険者の故意または重大な過失 (2)被保険者の犯罪行為 (3)被保険者の精神障害を原因とする事故 (4)被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5)被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6)被保険者が法令に定める酒気帯で運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 地震、噴火または津波 (8) 戦争その他の変乱

	支払事由	支払額	受取人	支払事由に該当しても災害保険金・ 障害給付金を支払わない場合
障害給付金	被保険者が、この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故(別表2)による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に、身体障害の種目および給付割合表(表1)に定めるいずれかの身体障害の状態に該当したとき	(1) 身体障害の状態が身体障害の種目および給付割合表(表 1) の1か543の種目のいずれか1種目のみに該当する場合災害保険金額に、身体障害の種目おび給付割合表のその該当する種目に対応する金額(2) 身体障害の状態が身体で割合を乗じて得られる金額(2) 身体障害の状態が身体で割合表の該当する各種目のうち2種目以上に該当する場合その該当する各種目ごと(身体の同一部位(表 2) に生じた2種目以上の障害について表のうち最も上位の種目のみ)に(1)の規定を適用して得られる金額の合計額	保険契約者	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者(保険契約者の死亡後は後継保険契約者)または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (4) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 地震、噴火または津波 (8) 戦争その他の変乱

表 1 身体障害の種目および給付割合表

等級		身体障害の種目		給付割合
			114-4-	
第	1	両眼の視力を全く永久に失ったもの	⇒備考 1	
1 級	2	言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	⇒備考 4	
1193	3	中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	⇒備考6	
	4	つぎのいずれかに該当するもの	⇒備考7	
		(1)両上肢を手関節以上で失ったもの		
		(2) 両上肢の運動機能を全く永久に失ったもの		
		(3) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の運動機能を全く永久に失		
		ったもの		
	5	つぎのいずれかに該当するもの	⇒備考7	100%
		(1)両下肢を足関節以上で失ったもの		
		(2) 両下肢の運動機能を全く永久に失ったもの		
		(3) 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の運動機能を全く永久に失		
		ったもの		
	6	つぎのいずれかに該当するもの	⇒備考7	
		(1)1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの		
		(2) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の運動機能を全く永久に失った		
		もの		
	7	1上肢の運動機能を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	⇒備考7	
第	8	1上肢および 1下肢の運動機能を全く永久に失ったもの	⇒備考7	
第 2 級	9	つぎのいずれかに該当するもの	⇒備考8	
拟		(1) 10手指を失ったもの		
		(2)10手指の用を全く永久に失ったもの		70%
	10	1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に	_	1070
		第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生		
		じたもの		
	11	両耳の聴力を全く永久に失ったもの	⇒備考2	
第 3	12	1眼の視力を全く永久に失ったもの	⇒備考 1	
3 級	13	つぎのいずれかに該当するもの	⇒備考7	
拟		(1) 1 上肢を手関節以上で失ったもの		50%
		(2) 1 上肢の運動機能を全く永久に失ったもの		
		(3)1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの		

等級	身体障害の種目			給付割合
	14	つぎのいずれかに該当するもの	⇒備考7	
		(1) 1 下肢を足関節以上で失ったもの		
		(2) 1 下肢の運動機能を全く永久に失ったもの		
	1 -	(3) 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を全く永久に失ったもの	\# * 0	F00/
	15	つぎのいずれかに該当するもの (1) 1 手の 5 手指を失ったもの	⇒備考8	50%
		(1) 15009		
	16	10足指を失ったもの	⇒備考 9	
	17	脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	⇒備考5	
第	18	両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの	⇒備考 1	
4	19	言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの	⇒備考4	
級	20	中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動	⇒備考 6	
		作が著しく制限されるもの		
	21	1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの	⇒備考7	
	22	1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの	⇒備考7	
	23	1 下肢が永久に 5 cm以上短縮したもの		
	24	つぎのいずれかに該当するもの	⇒備考8	200/
		(1) 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったもの (2) 1手の第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含		30%
		(2) 「子の弟「指(母指)のよび弟と指(小指)のブラダはくとも「子指を含) んで3手指以上を失ったもの		
	25	つぎのいずれかに該当するもの	⇒備考8	
	20	(1) 1手の5手指の用を全く永久に失ったもの	/IIII J 0	
		(2) 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全		
		く永久に失ったもの		
	26	10足指の用を全く永久に失ったもの	⇒備考 9	
	27	1足の5足指を失ったもの	⇒備考9	
第 5	28	1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	⇒備考7	
5 級	29	1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	⇒備考7	
/IVX	30	つぎのいずれかに該当するもの	⇒備考8	
		(1) 1手の第1指(母指)または第2指(示指)を失ったもの		
		(2) 1手の第1指(母指) または第2指(示指) を含んで2手指を失ったもの (3) 1手の第1指(母指) および第2指(示指) 以外の3手指を失ったもの		
	31	1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの	⇒備考8	15%
	32	1足の5足指の用を全く永久に失ったもの	→備30 →備考9	
	33	両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの	→備考2	
	34	1耳の聴力を全く永久に失ったもの	⇒備考2	
	35	鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの	⇒備考3	
	36	脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	⇒備考5	
第	37	1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	⇒備考7	
第 6	38	1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	⇒備考7	
級	39	1下肢が永久に3cm以上短縮したもの	_	
	40	つぎのいずれかに該当するもの	⇒備考8	
		(1) 1手の第1指(母指)または第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの		
		(2) 1手の第1指(母指)または第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全		100/
		く永久に失ったもの (2) 1 手の第 1 地(四地)などが第 2 地(三地) N の の 手地 またけ 2 手地の		10%
	(3) 1手の第 1指(母指) および第 2指(示指) 以外の 2 手指または 3 手指の 田を全くシスト ちょの			
	用を全く永久に失ったもの		⇒備考8	
	41 1 子の第1指 (母指) のよび第2指 (所指) 以外の 1 子指よだは 2 子指を大う たもの		一一畑(50	
	42 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの		⇒備考 9	
	43	1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	⇒備考 9	
ſi	 備考			<u> </u>

備者

1. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力は、万国式試視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 耳の障害 (聴力障害)

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオージオメータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000へルツにおける聴力レベルをそれぞれ a・b・c デシベルとしたとき、 $\frac{1}{4}$ (a+2b+c) の値が90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記(2)の $\frac{1}{4}$ (a+2b+c)の値が70デシベル以上(40cmをこえると話声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

3. 鼻の障害

- (1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
- (2) 「鼻の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難または嗅覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

4. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、つぎの(ア)から(I)までのうち3つ以上の状態に該当し、その回復の見込がない場合 (ア) いずれの口唇音についても発音ができない状態
 - (イ) いずれの歯舌音についても発音ができない状態
 - (ウ) いずれの口蓋音についても発音ができない状態
 - (I) いずれの喉頭音についても発音ができない状態

_			
	□唇音	ま行音、ぱ行音、は行音、わ行音、ふ	
	歯舌音	な行音、た行音、だ行音、ら行音、さ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ	
	□蓋音	か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、ん	

- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
- ③ 声帯全部の摘出により発音ができない場合

は行音

- (2) 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意思の疎通が困難となり、その回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、口腔(舌を含みます。)の運動障害または欠損により、流動食以外のものは摂取できない状態(流動食を摂取できない状態も含みます。)で、その回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、□腔(舌を含みます。)の運動障害または欠損により、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込がない場合をいいます。

5. 脊柱の障害

喉頭音

- (1) 「脊柱に著しい奇形を永久に残すもの」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部から見て明らかにわかる程度以上で回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「脊柱に著しい運動障害を永久に残すもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。
 - ① 頸椎について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合
 - ② 胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された状態で、その回復の見込のない場合
- (3) 「脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

6. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器の障害

- (1) 「終身常に介護を要するもの」とは、つぎの1から8までの項目すべてについて、それぞれつぎに定める行為が自分ではできず、常に他人の介護を要する状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、つぎの1から8までの項目のほとんどについて、それぞれつぎに定める行為が自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

項目		行為
1.	食物の摂取	はし、スプーン、フォーク等を使用して食物を口の中に運ぶこと
2.	排便	洋式便器に座った状態で排便すること(便器に座るまでの行為は含みません。)
3.	排尿	洋式便器に座った状態で排尿すること(便器に座るまでの行為は含みません。)
4.	排便および排尿の後始末	排便および排尿後に身体の汚れたところを拭き取ること
5.	衣服の着脱	ボタンのない肌着および下着を着たり脱いだりすること
6.	起居	横になった状態から起き上がり、座位を保つこと
7.	歩行	立った状態から歩くこと
8.	入浴	一般家庭浴槽に出入りすること

7. 上・下肢の障害

- (1) 「上肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。
 - ① 上肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合
 - ② 上肢の3大関節(肩関節、肘関節および手関節)すべてについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合
- (2) 「下肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。
 - ① 下肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合
 - ② 下肢の3大関節(股関節、膝関節および足関節)すべてについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合
- (3) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。
 - ① 関節について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合
 - ② 人工骨頭または人工関節を挿入置換した場合
- (4) 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

8. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5 手指をもって 1 手として取り扱い、個々の指の障害につき、それぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。
 - ① 手指の末節の2分の1以上を失った場合
 - ② 手指の中手指節関節または近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合

9. 足指の障害

- (1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。
 - ① 第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合
 - ② 中足指節関節または近位指節間関節(第1指(母指)にあっては指節間関節)のいずれかについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合

表 2 身体の同一部位

- (1) 1上肢については、肩関節以下すべて同一部位とします。
- (2) 1下肢については、股関節以下すべて同一部位とします。
- (3) 眼については、両眼を同一部位とします。
- (4) 耳については、両耳を同一部位とします。
- (5) 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。
- (6) 表 1 の第 1 級の 4 の障害に該当する場合には、両上肢を同一部位とします。
- (7) 表 1の第 1級の5の障害に該当する場合には、両下肢を同一部位とします。
- (8) 表 1の第 1級の 6 もしくは 7 または第 2級の 8 の障害に該当する場合には、 1 上肢と 1 下肢を同一部位とします。
- (9) 表 1 の第 2 級の 9 の障害に該当する場合には、10手指を同一部位とします。
- (10) 表 1 の第 2 級の10の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢または 1 上肢と 1 下肢をそれぞれ同一部位とします。
- (11)表1の第3級の16または第4級の26の障害に該当する場合には、10足指を同一部位とします。

第2条(災害保険金の支払に関する補則)

- 1. 保険契約者の死亡後は、第1条(災害保険金および障害給付金の支払)の災害保険金の支払に関する規定にかかわらず、後継保険契約者を災害保険金の受取人とします。
- 2. 災害保険金の受取人を保険契約者(第1項の規定が適用される場合には、後継保険契約者)以外の者に変更することはできません。
- 3. 当会社は、第1条の規定によって災害保険金を支払う場合に、第1条に規定する障害給付金について、つぎの各号のいずれかに該当する事実があるときは、災害保険金額にその該当する障害給付金の給付割合を乗じて得られる金額の合計額を、災害保険金から差し引きます。
 - (1) 災害保険金の支払原因となった不慮の事故(別表2)と同一の不慮の事故による障害給付金をすでに支払っているとき
 - (2) 災害保険金の支払原因となった不慮の事故と同一の不慮の事故による障害給付金の支払請求を受け、まだ支払っていないとき
- 4. 第1条の規定によって災害保険金が支払われた場合には、その支払後に、災害保険金の支払原因となった不慮の事故(別表2)と同一の不慮の事故による障害給付金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。
- 5. 被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって死亡した場合には、当会社は、災害保険金を支払いません。ただし、その原因によって死亡した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、その程度に応じ、災害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

第3条 (障害給付金の支払に関する補則)

- 1. 保険契約者の死亡後は、第1条(災害保険金および障害給付金の支払)の障害給付金の支払に関する規定にかかわらず、後継保険契約者を障害給付金の受取人とします。
- 2. 障害給付金の受取人を保険契約者(第1項の規定が適用される場合には、後継保険契約者)以外の者に変更することはできません。
- 3. すでに身体障害の種目および給付割合表(表 1)に該当する身体障害のあった身体の同一部位(表 2)に新たな身体障害が生じたときは、つぎの第1号の給付割合から第2号の給付割合を差し引いて得られる割合を、その新たに生じた身体障害についての給付割合とし、第1条の障害給付金の支払額の規定を適用します。
 - (1) すでにあった身体障害(以下本項において「前障害」といいます。)を含めた新たな身体障害の状態が該当する最も 上位の種目に対応する給付割合
 - (2) 第1号の前障害の状態に対応する給付割合(2種目以上に該当する場合には、最も上位の種目に対応する給付割合)
- 4. この特約の保険期間の満了日に、身体障害の状態(表 1 の身体障害の種目および給付割合表に定めるいずれかの状態をいいます。)のうち回復の見込がないことのみが明らかでない場合でも、その後もその障害の状態が継続し、かつ、その原因となった不慮の事故(別表 2)の日からその日を含めて180日以内に回復の見込がないことが明らかになったときは、保険期間の満了日にその身体障害の状態に該当したものとみなして第 1 条の障害給付金の支払に関する規定を適用します。ただし、この特約の保険期間の満了日後に新たに生じた原因により、回復の見込がないこととなった場合を除きます。
- 5. 被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって障害給付金の支払事由に該当した場合には、当会社は、障害給付金を支払いません。ただし、その原因によって障害給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、その程度に応じ、障害給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。
- 6. 第1条および本条第1項から第5項までの規定にかかわらず、この特約による障害給付金の支払は、その支払割合を通算して100%をもって限度とします。

第4条(災害保険金および障害給付金の請求、支払時期および支払場所)

- 1. 災害保険金または障害給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者(保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本条において同じ。)または被保険者は、すみやかに当会社に通知してください。
- 2. 保険契約者は、当会社に、請求に必要な書類(別表 1)を提出して、災害保険金または障害給付金を請求してください。
- 3. 災害保険金および障害給付金の支払時期および支払場所については、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。) の普通保険約款の規定を準用します。

第5条(特約の保険料払込の免除)

主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。

第6条(特約の締結)

- 1. 保険契約者は、主契約の契約日以後、当会社の定める取扱にもとづき、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。
- 2. 主契約の契約日後にこの特約を付加する場合、当会社は、保険証券を交付しません。

第7条 (特約の責任開始期)

この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、 主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、当会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、当会社所 定の金額を受け取った時(告知の前に受け取った場合は、告知の時)からこの特約上の責任を負います。

第8条(特約の保険期間および保険料払込期間)

- 1. この特約の保険期間は、第7条(特約の責任開始期)に規定する責任開始期から主契約の保険期間の満了する日までとします。
- 2. この特約の保険料払込期間の満了日は、主契約の保険料払込期間の満了日と同一とします。

第9条(特約の保険料の払込)

- 1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
- 2. 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める契約応当日(月払契約の場合は 月単位の契約応当日、半年一括払契約の場合は半年単位の契約応当日、年一括払契約の場合は年単位の契約応当日)以 後その契約応当日の属する月の末日までにこの特約による災害保険金または障害給付金の支払事由が生じた場合には、 当会社は、災害保険金または障害給付金から、未払込保険料を差し引きます。ただし、障害給付金が未払込保険料に不 足する場合には、保険契約者(保険契約者の死亡後は後継保険契約者)は、主約款に定める保険料払込の猶予期間の満 了する時までに、その未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、 障害給付金を支払いません。
- 3. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払 込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- 4. 主約款の保険契約の消滅等における保険料の残額に相当する金額の支払に関する規定は、この特約の年一括払保険料 および半年一括払保険料について準用します。
- 5. 主契約の保険料の払込方法(回数)が月払の場合で、すでにこの特約の保険料が払い込まれている主約款に定める保険料期間の中途でつぎの各号のいずれかの事由が生じたときであっても、当会社は、その保険料期間に対応するこの特約の保険料を払い戻しません。
 - (1) この特約の消滅
 - (2) 災害保険金額の減額
 - (3) この特約の保険料払込の免除
- 6. 第5項の規定は、主契約の保険料の払込方法(回数)が月払の場合のこの特約の第1回保険料について準用します。

第10条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 1. 主約款に定める保険料払込の猶予期間中に、この特約による災害保険金または障害給付金の支払事由が生じた場合には、当会社は、災害保険金または障害給付金から、未払込保険料を差し引きます。
- 2. 障害給付金が第1項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者(保険契約者の死亡後は後継保険契約者)は、その猶予期間の満了する時までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、障害給付金を支払いません。

第11条(特約の失効)

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第12条 (特約保険料の自動貸付)

主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで、主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過した場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款の保険料の自動貸付の規定を適用します。この場合、この特約の解約返還金を主契約の解約返還金に加えて取り扱います。

第13条 (特約の復活)

- 1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2. 当会社は、第1項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の復活の取扱をします。

第14条(告知義務)

当会社が、この特約の締結または復活の際、災害保険金もしくは障害給付金の支払事由または保険料払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第15条(告知義務違反による解除)

- 1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第14条(告知義務)の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- 2. 当会社は、災害保険金もしくは障害給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除 することができます。この場合には、災害保険金もしくは障害給付金の支払または保険料払込の免除を行いません。ま た、すでに災害保険金または障害給付金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を

免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。

- 3. 第2項の規定にかかわらず、災害保険金もしくは障害給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、後継保険契約者または被保険者が証明したときは、災害保険金もしくは障害給付金を支払い、または保険料の払込を免除します。
- 4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者(保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本条において同じ。)に通知します。ただし、保険契約者の住所または居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、後継保険契約者または被保険者に通知します。
- 5. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。

第16条(特約を解除できない場合)

当会社は、つぎのいずれかの場合には、第15条(告知義務違反による解除)の規定によるこの特約の解除をすることができません。ただし、第4号または第5号に規定する行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条(告知義務)の規定により当会社が告知を求めた事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかったと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第4号および第5号の規定は適用しません。

- (1) 当会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
- (2) 当会社が、解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて 1 か月を経過したとき
- (3) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、災害保険金もしくは障害給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときを除きます。
- (4) 当会社のためにこの特約の締結の媒介を行うことができる者(当会社のためにこの特約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第14条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
- (5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第14条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

第17条 (重大事由による解除)

- 1. 当会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者(保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本条において同じ。)、被保険者、災害保険金の受取人または障害給付金の受取人がこの特約の災害保険金もしくは障害給付金(保険料払込の免除を含みます。以下本項において同じ。) を計取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。) をした場合
 - (2) この特約の災害保険金または障害給付金の請求に関し、その受取人(保険料払込の免除の請求については保険契約者)に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に 反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者、災害保険金の受取人または障害給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (7) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (I) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 当会社の保険契約者、被保険者、災害保険金の受取人または障害給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から第4号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2. 当会社は、災害保険金もしくは障害給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による災害保険金または障害給付金を支払いません。また、すでにその支払事由により災害保険金または障害給付金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求します。
 - (2) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料払込の免除事由による保険料払込の免除を行いません。また、すでにその保険料払込の免除事由により保険料の払込を免除していたときは、当会社は、保険料の払込を免除しなかったものとします。
- 3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者の住所または居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、後継保険契約者または被保険者に通知します。
- 4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。

第18条 (特約の解約)

保険契約者(保険契約者の死亡後は後継保険契約者)は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第19条 (特約の返還金)

- 1. この特約の解約返還金は、経過年月数(保険料払込中の特約において経過年月数が保険料の払込年月数をこえている場合は払込年月数)により計算します。ただし、この特約の保険期間と保険料払込期間が同一の場合は、この特約に対する解約返還金および責任準備金はありません。
- 2. この特約が解約または解除されたときは、当会社は、この特約の解約返還金を保険契約者(保険契約者の死亡後は後継保険契約者)に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返還金(第9条(特約の保険料の払込)第4項の規定により支払われる返還金を含みます。)をそれらの元利金の返済にあてます。
- 3. この特約が第20条(特約の消滅とみなす場合)の規定によって消滅した場合には、第2項の規定を準用します。ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金を払い戻すときは、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。
- 4. 第3項の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の死亡給付金を支払う場合には、この特約の解約返還金または責任準備金の払戻はありません。
- 5. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金は、主契約の解約返還金に加えません。

第20条(特約の消滅とみなす場合)

主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は、消滅したものとみなします。

第21条 (債権者等により特約が解約される場合の取扱)

差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者によりこの特約が解約される場合のつぎの各号の取扱については、主約款の規定を準用します。

- (1) 解約の効力の発生
- (2) 特約の存続
- (3) 第1号により解約の効力が生じるまでまたは第2号により解約の効力が生じなくなるまでに、災害保険金または障害給付金の支払事由の発生によりこの特約が消滅する場合の取扱

第22条 (災害保険金額の減額)

- 1. 保険契約者は、いつでも災害保険金額を減額することができます。ただし、減額後の災害保険金額は、当会社の定める金額以上であることを要します。
- 2. 第1項の規定によって、災害保険金額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

第23条 (契約年齢または性別に誤りがあった場合の取扱)

- 1. 保険契約申込書に記載された保険契約者または被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、主約款の規定を準用して取り扱います。
- 2. 保険契約申込書に記載された保険契約者または被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別にもとづいて保険料を改め、すでに払い込まれた保険料に超過分があるときは、当会社は、これを保険契約者(保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本項において同じ。)に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者はこれを当会社に払い込んでください。

第24条(特約の契約者配当金)

- 1. この特約の付加日から所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たすこの特約に対して、契約者配当金を割り当てることがあります。
- 2. 第1項の規定によって割り当てた契約者配当金は、当会社の定める取扱にもとづき支払います。

第25条(管轄裁判所)

この特約における災害保険金、障害給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第26条(契約内容の登録)

- 1. 当会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会(以下「協会」といいます。)に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
 - (2) 災害保険金の金額
 - (3) 契約日(復活が行われた場合は、最後の復活の日。また、主契約の契約日後にこの特約を付加した場合は、この特約の付加の日。以下第2項において同じ。)
 - (4) 当会社名
- 2. 第1項の登録の期間は、契約日から5年(契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年と契約日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間)以内とします。
- 3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。) は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約(死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。)の申込(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。)を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新される

ときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

- 4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、第3項によって連絡された内容を保険契約の承諾(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。)の判断の参考とすることができるものとします。
- 5. 各生命保険会社等は、契約日(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日。以下本項において同じ。)から5年(契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年と契約日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間)以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9. この特約を主契約の契約日後付加した場合は、主契約、特約死亡保険金のある特約または災害保険金もしくは災害割増保険金のある特約の契約内容の登録の期間は、主約款、特約死亡保険金のある特約または災害保険金もしくは災害割増保険金のある特約の規定にかかわらず、この特約の付加の日から5年(この特約の付加の日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年とこの特約の付加の日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間)以内とします。
- 10. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第27条(主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第28条 (契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加した場合の特則)

この特約を契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第9条(特約の保険料の払込)第2項中「半年一括払契約」とあるのは「半年払契約」と、「年一括払契約」とあるのは「年払契約」と読み替えます。
- (2) 第9条第4項の規定は適用しません。
- (3) 第9条第5項および第6項の規定は、この特約の年払保険料および半年払保険料について準用します。
- (4) 第19条(特約の返還金)第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返還金は、保険料払込中の特約についてはその保険料の払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。ただし、この特約の保険期間と保険料払込期間が同一の場合は、この特約に対する解約返還金および責任準備金はありません。

別表 1 請求書類

	項 目	必 要 書 類		
1	災害保険金	(1) 当会社所定の請求書		
'	火告休 校亚	(2) 不慮の事故であることを証する書類		
		(1) 当会社所定の請求書		
		(2) 不慮の事故であることを証する書類		
		(3) 当会社所定の様式による医師の診断書		
	陪审公社会	(4) 被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要		
2	障害給付金	と認めた場合は戸籍抄本)		
		(5) 障害給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書		
		(6) 最終の保険料払込を証する書類		
		(7)保険証券		
(注)	(注) 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。			

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは表Aの定義による急激かつ偶発的な外来の事故とします。ただし、表Aの定義をすべて満たす場合であっても、表Bに掲げるものは対象となる不慮の事故に該当しません。

表A 急激・偶発・外来の定義

急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性または持続性
	が認められるものは該当しません。)
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者の故意にもとづかず、かつ、被保険者にとって予見できな
	いことをいいます。
外来	事故および事故の原因が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(疾病や疾病に起因する外因等
	身体の内部に原因があるものは該当しません。)

表B 不慮の事故に該当しないもの

双口 小徳の事政に成当	
1. 軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪した場合
	における、その軽微な外因
2. 疾病の診断、治療	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、処置および医薬品等の使用による有害作用(い
を目的としたもの	ずれも患者の行った場合を含みます。)
3. 疾病による障害の	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸
状態にある者の窒息	入または嚥下による気道閉塞または窒息
等	
4. 気象条件による過	つぎに掲げるもの
度の高温、気圧の変	(1) 気象条件による過度の高温(熱中症(日射病、熱射病)等の原因となったもの)
化等および環境的要	(2) 高圧、低圧および気圧の変化(高山病、航空病、潜水病等の原因となったもの)
因によるもの	(3) 食料、水分の不足(飢餓、脱水症等の原因となったもの)
	(4) 身体の動揺(乗り物酔い等の原因となったもの)、騒音、振動
5. 過度の肉体行使、	過度の肉体行使、レクリエーションその他の活動における過度の運動
運動	
6. 化学物質、薬物の	つぎに掲げるもの
作用、飲食物の摂取	(1) 接触皮膚炎の原因となった洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質の作用
等	(2) アレルギー、皮膚炎等の原因となった外用薬の作用または薬物接触
	(3) 細菌性の食中毒またはアレルギー性、中毒性の胃腸炎もしくは大腸炎等の原因となった飲
	食物等の摂取
7. 処刑	司法当局の命令により執行されたすべての処刑

備考

該当例	非該当例
つぎのようなものは、表Aの定義をすべて満たす場合に、	つぎのようなものは、表Aの定義のいずれかを満たさない
急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。	ため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。
• 交通事故	・公害
• 転落、転倒	・職業病の原因となったもの
・火災	・自殺および自傷行為
• 溺水	・感染症
· 窒息	・疾病の症状に起因する入浴中の溺水

別表3 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成 6 年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A 00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A 03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A 20
ジフテリア	A 36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A 80
ラッサ熱	A 96. 2
クリミヤ・コンゴ出血熱	A 98. 0
マールブルグウイルス病	A 98. 3
エボラウイルス病	A 98. 4
痘瘡	B 03
重症急性呼吸器症候群 [SARS]	∪04
(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。





